

## 固定資産税の課税免除について

根室市では、市内における産業の開発を促進し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上に寄与することを目的に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき「根室市過疎地域産業開発促進条例」を改正し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに工業生産設備等の※取得等をした場合で、次の要件に該当する場合は、申請により固定資産の課税免除の適用が受けられます。

※「取得等」とは

取得又は製作若しくは建設（建物及びその附属設備にあっては、改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう。）のための工事による取得又は建設をいいます。ただし、資本金の額等が5,000万円を超える法人の場合は、新設・増設のみが対象となります。

### 1. 対象区域

根室市内全域

### 2. 対象となる業種

対象業種	業種説明
製造業	新たな製品を製造し、これらを卸売りする事業
情報サービス業等	情報サービス、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等
農林水産物等販売業	市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において他の地域の者に販売することを目的とする事業
旅館業（下宿業を除く）	旅館業法第2条に規定する旅館、ホテル営業及び簡易宿泊営業

### 3. 課税免除の対象となる固定資産

対象となる固定資産	内容
家屋	建物及びその附属設備のうち、直接事業に供する部分
償却資産	機械・装置のみ対象
土地	家屋・償却資産の直接事業に供する部分のみ

※土地のみの取得は対象外

### 4. 課税免除対象要件

- 青色申告書を提出する個人又は法人
- 租税特別措置法第12条又は第45条の適用を受けることができる設備
- 対象事業の用に供する工業生産設備等の取得価額の合計が500万円以上  
（製造業又は旅館業の場合は、資本金の額等が5,000万超1億円以下の法人は1,000万円以上、資本金の額等が1億円超の法人は、2,000万円以上）

### 5. 固定資産課税免除期間

固定資産税を新たに課すべきこととなる年度以降3年間

#### 【固定資産課税免除の概要】

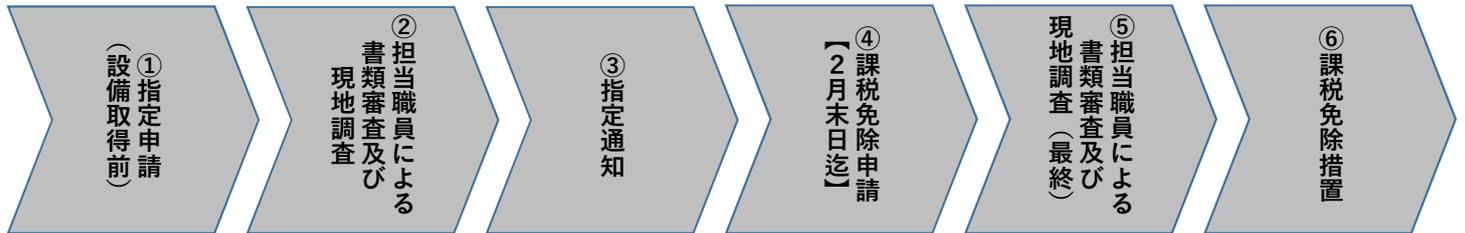
対象業種	資本金の額等	対象となる固定資産の取得価額	措置内容
製造業、旅館業	5,000万円以下	500万円以上	固定資産税の課税免除（3年間）
	5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上	
	1億円超	2,000万円以上	
農林水産物等販売業・情報サービス業等	資本金要件なし	500万円以上	

申請方法は裏面へ

## 6. 申請の流れ

固定資産の課税免除措置については、はじめに、工業生産設備等を取得等をする日までに指定申請を行い、指定通知の受けた設備について、固定資産税課税免除申請書を提出することで、課税免除の措置が受けられます。

【課税免除措置までの申請の流れ】



## 7. 申請方法

### (1) 指定申請【工業生産設備等を取得等をする日までに提出】

#### 【申請方法】

以下の書類を工業生産設備等を取得等をする日までに提出してください。

- ① 指定申請書（別記第1号様式）
- ② 設備取得等計画書（別記第1号様式別紙）
- ③ 事業現場見取図（事業場位置図、事業場内配置図、設備配置図等）
- ④ 生産工程図
- ⑤ 取得等後の生産計画
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

#### 【申請先】

〒087-8711  
根室市常盤町2丁目27番地  
根室市水産経済部商工労働観光課  
TEL：0153-23-6111（内線2221・2222）

### (2) 固定資産税課税免除申請【指定通知を受けた後、2月末日までに提出】

#### 【申請方法】

以下の書類を指定通知を受けた後、2月末日までに提出してください。

- ① 固定資産税課税免除申請書（別記第3号様式）
- ② 当該設備等に係る事業の概要及び主要製品名を示す書類
- ③ 当該設備について、事業の用に供した日、取得価額、耐用年数及び特別償却の有無を明らかにする書類（法人税法施行規則別表16の写し、各資産の課税台帳の写し、特別償却をしていない場合はその理由書等）
- ④ 生産工程の概要を示す書類及び図面
- ⑤ 当該設備等に係る生産額（増加生産額）を示す書類
- ⑥ 定款（法人のみ）
- ⑦ 事業場位置図、事業場平面図、事業場内配置図、建物の各階平面図及び立面図、設備配置図等
- ⑧ 土地が対象となっている場合は、その取得年月日を示す書類
- ⑨ 税務署長が発行する青色申告証明書又は確定申告書の写し
- ⑩ 規則第5条又は第7条第2項の規定による指定等通知書の写し
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

#### 【申請先】

〒087-8711  
根室市常盤町2丁目27番地  
根室市総務部税務課  
TEL：0153-23-6111（内線3127・3128）

#### 【お問合せ先】

根室市水産経済部商工労働観光課  
TEL：0153-23-6111（内線2221・2222）  
FAX：0153-24-8692